

○環境省告示第七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定に基づき、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

平成二十一年十一月十日

環境大臣 小沢 鋭仁

第一条第一項中「第二項第一号」を「第二項第四号」に、「第二項第二号」を「第二項第五号」に改める。